## 石 綿 に ょ る 健 康 被 害 0) 救 済に 関 する法 律 $\mathcal{O}$ 部 を改 正 する法律 案に 対 する附 帯 決 議

令和四年六月十日

参

議

院

環

境

委

員

会

は、 本 法 0 施 行に当たり、 次 0) 事 項 12 0 ١, て 適 切 な措 置 を講ずべ きであ る。

政

府

基づ < 特 石 < 別 綿 遺 救 に よる 族 済 弔 措 健 慰 置 康被 金  $\mathcal{O}$ 等 内 害 容  $\mathcal{O}$ 支 に に 対 給 0 する **,** \  $\mathcal{O}$ て、 請 隙 求 間 期 改 限  $\otimes$  $\mathcal{O}$ な  $\mathcal{O}$ て 延 効 1 果 長 救 的 済 及 び な  $\mathcal{O}$ 広 実 特 別 現 報 に 遺 を 行 向 族 け、 給 11 付 周 金 知 石 綿 0 0 に 対 徹 象 底 ょ 者 に る 努 健 0) 拡 め 康 大 ること。 被 に 害 ょ  $\mathcal{O}$ 救 0 て ま 済 た、 12 対 象 関 لح す 本 な 法 る 法 ると見 に 基 律 づ に

込

ま

れ

る者

に

対

L

7

は

丁

寧

な

情

報

提

供

を

行

うこと。

玉 は、 石 綿 に ょ る 健 康 被 害 者 に 対 L て 最 新  $\mathcal{O}$ 医 学 的 知 見 に 基 づ 1 た 医 療 を 迅 速 に 提 供 す る 観 点 カン ら、 中

皮 腫 に 効 果  $\mathcal{O}$ あ る 治 療 法  $\mathcal{O}$ 研 究 開 発 を 促 進 す る た め  $\mathcal{O}$ 方 策 に 0 1 て 石 綿 健 康 被 害 救 済 基 金  $\mathcal{O}$ 活 用 等  $\mathcal{O}$ 検

討を早期に開始すること。

三、 石綿 による健 康被害の救済に関する法律に基づく救済制 度が、 個 別 的 因 [果関 係を問 わずに 重 篤 な疾病 を

対 象と L てい ることを踏まえ、労働 者災害補 償保険 法に お 1 て指定疾病とされてい る良性石綿胸水、ま た、

石綿肺合併症についても、指定疾病への追加を検討すること。

四、石 綿 にばく 露することに より発 症する肺が んについ て は、 被認 定 者 数 が 制 度 発 足 時 0 推 計 を 大 幅 に 下 口 0

てい る 現状を踏まえ、 認定に おける 医学 的 判 定 0 考 え方にば < 露 歴 を 活 用す ることなどに . つ い て 検 討 する

こと。

Ŧi. 既 に 前 回  $\mathcal{O}$ 施 行 状 況 0) 検 討 か 5 五. 年 が 経 過 L ていることを踏 まえ、 本 法 附 則 0) 規 定 に ょ る 見 直 L  $\mathcal{O}$ ほ か、

改 正 後  $\mathcal{O}$ 法 律 に 0 1 て、 速 B か に 施 行 状 況  $\mathcal{O}$ 検 討 を実 施す ること。 そ  $\mathcal{O}$ 際 療 養 者  $\mathcal{O}$ 実 情 に 合 わ せ た 個 別

0) 給 付  $\mathcal{O}$ 在 り 方 療 養 手 当 及 び 給 付 額 0 在 り 方、 石 綿 健 康 被 害 救 済 基 金 及 び 原 因 者 負 担 0) 在 ŋ 方 等 に つ

ても検討を行うこと。